

## 第15回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成22年6月4日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 出席者等

（委員）

大串雅里，沖元祐治，小野崎弘樹，笠原幸治，加納正佳，河合良房，富田善範，三好忠博，山川隆司，山田耕司，山田美智枝，吉橋由香（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 新委員の紹介（自己紹介）

大串雅里委員，笠原幸治委員，三好忠博委員，山川隆司委員，山田耕司委員，富田善範委員

#### (2) 委員長選任

委員会は，地方裁判所委員会規則第6条第1項に基づき，富田善範委員を委員長に選出した。

#### (3) 委員長代理の指名

委員長は，地方裁判所委員会規則第6条第3項に定める委員長代理に，山田耕司委員を指名し，委員会に報告した。

#### (4) 委員長あいさつ

#### (5) 法教育についての説明及び検察庁，弁護士会，裁判所における法教育等への取組についての説明

#### (6) 「法教育と裁判所の広報活動の在り方について」意見交換

別紙記載のとおり

- (7) 岐阜地裁における裁判員裁判の進行状況に関する説明
- (8) 次回の意見交換の主なテーマについて  
「法テラスの活動状況と裁判所との連携」
- (9) 次回期日

平成22年11月8日（月）午後1時30分

## 別紙

### 意見交換の要旨

(A委員) 裁判所の出張講義の状況をお聞きしたが、裁判所の出張講義回数や法廷見学者数が、平成21年度に減少しているのはなぜか。

(説明者) 平成19年、20年は、裁判員制度導入に関連して講義や傍聴の申し出が多かったことによると思われる。

(B委員) 出張講義は、申し込めばお願いできるものなのか。医師会では看護学校の運営も行っているが、尊厳死などの講義を行う中で、出張講義を取り入れることは可能か。

(説明者) 日程等の都合が付けば可能である。

(C委員) 検察庁、弁護士会、裁判所のそれぞれの取組について、第三者が入って評価を受けたということはあるか。また、受講者等からはどういった評価がされたか。

(D委員) 弁護士会の取組のうち、ジュニアロースクールについては、終わった後に引率された先生方と懇談を行ったが、子どもたちが一つの出来事をいろいろな視点から考えることができ、こうしたことは、今後役立つのではないかという話が出た。また、評議や講義の中で全員に発言や発表をしてもらったが、非常に良い経験ができたということも聞いた。法教育委員会の自己評価としては、よかったのではないかということで、今後もジュニアロースクールの取組を続けることとしたところである。

その他の市民講座等については、意見の集約等の話は聞いていない。

(E委員) 検察庁では、第三者に評価を求めることは難しいと考えており、講演などの後に感想を聞く程度であるが、良かったという話は聞いているので、今年もやっといこうと考えているところである。

(説明者) 裁判所では、出張講義や法廷傍聴を実施するに際し、結果を集めると

いった取組はしていないが、見学の終了時などに感想を聞く中で判断する限り、概ね好評であると考えている。また、法教育とは少し外れるかも知れないが、ここ数年来、裁判員裁判導入に向けた講演などを中心に活動してきたところ、現在、裁判員候補者の出頭率が良いのは、この活動の効果がある程度現れているのではないかと考えている。

今年、夏休みの見学ツアーを企画したが、これも、何年か続けていくことで、効果として何らかの形が見えてくるものではないかと考えている。

(F 委員) 何らかの評価を受ける方がよいと考えるが、今後、行うことは考えているか。

(E 委員) どういう形で評価をするのがよいかという点について聞きたい。例えば、第三者機関をどう設定するかを考えると、そうした評価は難しいと思う。他には、感想を聞く、感想文を書いてもらうということが考えられるが、感想文などは、評価する側の負担になることであり、その負担をどう考えるかということになる。自分としては、今の方法でよいのではないかと思っている。

(F 委員) やりっ放しのままでは良くないと思う。評価をすることが負担だとは思わないし、求めた方がよいと思うが、他の委員の意見はどうか。

(A 委員) 何か企画をするときには、当然、それがどう受け止められたかを検証する意味で、評価についても考えるのが普通ではないのか。

(G 委員) 裁判所の出張講義等の場合には、依頼を受けて、それに応える形で行うもので、自らが企画してというものではないという点があると思われるが、模擬裁判などについては、どうだったのか。

(説明者) 裁判所が企画した模擬裁判や裁判員制度に関する講演の際には、アンケートを取り、次の企画に結び付けた。

(D 委員) 担当者が反省し、次にどうするのかを考えるのは当然のことであり、

弁護士会においても、アンケートこそ取っていないが、委員会の中で去年の反省を踏まえるなどして、いろいろと議論はしている。評価を受けるべきだとの話は当然のことだと考える。

(H委員) 私は県民生活相談センターで相談員をしているが、平成12年から、高校卒業間近の生徒に対し、副読本を作成し配布している。その効果かどうかは分からないが、若者の悪質商法に関するトラブルの件数も減っている。このように、センターにおいても、相談件数の統計を取りながら、啓発が効果を上げたかどうかを検証している。先程、裁判所からの説明で、出頭率が上がっているのは、取組の効果だと言われたが、そうした数字等を見ることで、効果が分かるものである。アンケート等で形に残るものを取っておくことで、効果を明らかにすることができると思う。

(I委員) 教育を行う場面では、目標を設定し、それを評価し次に生かすというように、評価もセットで行われている。アンケートは、参加者にとっても振り返りの機会になり無意味ではないと思うので、双方に負担のないような形で行っていただけたらと考える。

(J委員) 法教育という言葉も余り知らなかったが、教育のためには、小さいころから普遍的に行わなければならないことであり、やはり、学校教育において授業の中で、段階に応じてその都度教えていかなければならないと考える。検察庁の取組状況の説明で教員研修の話があったが、学校の先生に対し、法教育についての研修を行うことは重要であると思う。

(D委員) 今言われたとおり、法教育というものは、一朝一夕にできる話ではない。学習指導要領が変わり、法教育的な内容が含まれることとなってきており、学校でも「法教育」をどう行っていくかを考え始めていると聞いている。弁護士会としても、それに少しでも協力できればと考えており、弁護士が一つ講座を持つことができないかということも議論してい

る。

(J委員) 法教育に関して、教師や教育委員会に対する何らかの取組はあるのか。

(G委員) 検察庁では、紹介されたように、教員研修といった取組が行われているが、裁判所においては、全国的に見ても、法教育としては直接的にはなかなかできていないところである。

(D委員) 愛知県や福井県の弁護士会では、既に教育委員会と一定のパイプができ上がり連携が図られていることから、中部弁護士会連合会のシンポジウムでも、教育委員会とのパイプをどう作っていくかということを議論していきたいと思う。

(A委員) 岐阜市では、小学校3年生の秋などに社会見学を行っているが、そうした見学スケジュールに裁判所を入れてもらうよう働きかけるのはいかがか。学校の先生の傾向として、一度行くと翌年も同様の企画を行うということも多いと聞くので、一度、働きかけが成功すれば、パイプができ上がることになると思われる。

(G委員) 今年、夏に計画している見学ツアーについても、中学校に案内を送付する予定であるが、学校との連携ということは意識していきたい。

(K委員) 裁判所の仕組みを広報することと法教育とは基本的には異なり、別の問題であると考え。イベントを行う等しても、ある程度限界があることから、裁判所の広報活動への取組状況としてはこれでよいと思う。報道の根底にあるものは、社会のルールであるが、小さいときからルールの中で暮らしているということを意識して教育していくことが法教育であり、そこに我々がどう貢献できるかということだろうと思っている。

(I委員) 自分のいる大学は、教員志望の学生が非常に多いが、チャンスとしては、時間に余裕のある学生のうちに学んでもらうというのも一つの方法と考える。今回、いろいろな取組の説明をいただいたが、そうした情報はどこで見られるのか。大学としてそれらの取組を受けたいと思ったと

きに、どのようにアクセスしたらよいか。

(説明者) 裁判所ウェブサイト案内を掲載しており、サイトの中の各地の裁判所から岐阜地裁のページにアクセスすると見ることができる。また、本日の配布資料にも電話番号を記載しているが、岐阜地方裁判所総務課庶務係へ直接電話いただければ直ちに対応できるような態勢になっている。

(L委員) 中学生や高校生も法廷傍聴に来ている。ゼミの先生がゼミ生を連れてくることもある。事前に連絡をいただければ、傍聴だけでなく、DVDの視聴や裁判員制度の説明などを行うことも可能である。裁判所としても、傍聴の機会を通じて司法制度について少しでも知っていただきたいと思っており、できる限り協力していきたいと考えている。

(G委員) 裁判所のウェブサイトがそういった要望に応える形になっていない面があると思うので、見やすいように工夫をしていきたい。

(D委員) 弁護士会の連絡先はホームページにも出ているところであるが、弁護士会事務局に電話をいただければ、担当弁護士を紹介するなどして対応している。

(H委員) 裁判所の庁舎が建て替えられるとのことであるが、新庁舎完成時が裁判所を知ってもらう良い機会だと思うので、庁舎見学ツアーなどの企画を行うのもよいのではないか。

(G委員) 新庁舎の完成は少し先のことになるが、参考にさせていただきたい。

以上